

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成30年5月15日（火曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

出席委員（15名）

委員長	山内 昇一 君	
副委員長	後藤 伸太郎 君	
委員	須藤 清孝 君	倉橋 誠司 君
	佐藤 雄一 君	千葉 伸孝 君
	佐藤 正明 君	及川 幸子 君
	村岡 賢一 君	今野 雄紀 君
	高橋 兼次 君	星 喜美男 君
	菅原 辰雄 君	山内 孝樹 君
	後藤 清喜 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤 仁 君
副町	長	最知 明広 君
総務課	長	高橋 一清 君
企画課	長	及川 明 君
企画課主幹兼 政策調整係	長	佐藤 正行 君
環境対策課	長	佐藤 孝志 君
建設課	長	三浦 孝 君
復興推進課	長	男澤 知樹 君

復興推進課主幹
兼区画整理係長

遠藤 和美 君

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

総務係 長
兼議事調査係長

小野 寛和

午前9時59分 開会

○委員長（山内昇一君） おはようございます。ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、遅刻委員は後藤清喜委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

きょうも大分暖かくなって、入谷地区等におきましては、今、田んぼと申しますか田植えのシーズン真っ最中でございます。今月1日からクールビズが始まりまして9月いっぱいまでですか、ノーネクタイ、地球温暖化の防止ということで期間が決まっていると申しますか、あるようでございますので、これから皆さんにおいてはクールビズの姿でおいでいただきたいと思っております。その程度でよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、本日の特別委員会は、1件目として防潮堤施設、いわゆるフラップゲートについての現地調査、2件目として東日本大震災対策特別委員会に付託されました請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書を審査するため、開催するものであります。

まず、本日の進め方ですが、1件目の防潮堤施設につきましては、寺浜漁港においてフラップゲートの現地調査を行い、現地で担当課からの説明をいただきます。その後、昼食休憩を挟んで午後から特別委員会を再開し、2件目の請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書の審査を行いたいと思っております。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

ここで現地調査のため、暫時休憩といたします。

午前10時04分 休憩

午後 1時10分 再開

○委員長（山内昇一君） それでは、午前中に引き続き審査を再開いたします。

まず、千葉伸孝委員が退席し、後藤清喜委員が着席しております。

出席委員数は14名であり、定足数に達しております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

調査事項の2件目、東日本大震災対策特別委員会に付託されました請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書の審査を行います。

審査の進め方については、去る4月20日開催の東日本大震災対策特別委員会で、委員各位より発言のあった①要望書の内容について、②アスベストの調査方法、調査結果について、③アスベストの調査の際の無断立ち入りの行為が適正であったかについて、④震災遺構とした場合の維持管理経費について、⑤震災復興祈念公園エリアの中に組み入れた場合の整備事業に及ぼす影響などについて、以上5項目について当局より説明をいただき、委員から質疑などを受け形式で進めてまいりたいと思います。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

当局より説明を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今、委員長より当局より説明ということですが、そういう進め方について今ちょっと初めてお伺いしたものですから、かいつまんで説明させていただきたいと思います。

まず、要望書につきましては、委員皆様お手元にあるとおりでいうことで、前段では高野会館の意義等記載してございますが、7ページに実際の要望事項が大きく2点、細かくいいますと5点ほどですか、要望が記載されてございます。

1つ目といたしましては7ページに記載されてございますが、高野会館そのものを公園エリアの中に組み入れて保存整備してほしいと。

2つ目として、高野会館周囲の道路等の整備についての要望となっております。

細かくいえば①から③に記載のとおりで、原状復帰を基本として改修道路に歩道の整備、あるいはあわせてバスが同時に10台以上進入するといったような道路整備の要望でございます。

②といたしましては、復興計画におきまして、高野会館あるいは商業エリアを結ぶ橋が歩行者専用道路となっているところで有事の際の避難路として、これを異なる車道としてほしいということ。

3つ目といたしまして、45号線の高架下にトンネルを設置して高野会館と町の震災復興祈念

公園のエリアを結び、鎮魂と防災の回廊として整備するという要望内容でございます。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の回答書に至るまでに基本的な町の考え方についてご説明させていただきたいと思います。

ちょっとさかのぼりますが、ご案内のとおり、平成24年、25年と2カ年にわたりまして、いわゆる建物の瓦れき撤去工事につきましては県への委託事業ということで進めていただきました。当時、解体を進めるに当たりまして、遺構としてこのまま残したいという方が5件ほどございました。この方々の思いは十二分に理解はできるわけでありますが、ただ当町としてもそういった方々にご説明を申し上げさせていただきました。時期的に、解体事業は平成25年の秋がタイムリミットということがございましたので、そういった時期を失することによりまして、当然、自前処理ということになってまいりますので、その辺を踏まえてご説明させていただきました。

まず、1点目につきましては、まずかさ上げ工事が進むということになりますと、当然、そこがくぼ地になってしまいますということがまず第1点。

それから、2点目にはそれぞれの建物全て屋上から津波をかぶっているということがございましたので、当然、クラックができるということで、そこから塩水が浸水して、当然のごとくさびが発生してくるということがございますので耐久性の問題、いわゆるいずれ朽ち果てていくということがございます。

それから、3点目は、さきほど申しましたように県の事業の日程内で終わらないと、基本的にはそれぞれの建物の持ち主が自分のいわゆるお金で解体せざるを得なくなりますということもお伝えさせていただきました。

それから、当該の今請願に出ております施設につきましては、これはアスベストの問題がございました。その件につきましてもお話しさせていただいてございます。

この解体をお勧めした理由については、以上の4点が主な内容でございまして、基本的には当時の建設課長、西城彰課長でございますが、西城彰、それから当時の副町長であります遠藤健治副町長が当該法人の責任者の方々に再三にわたってお話をさせていただいたと。しかしながら、なかなかどうしても理解を得られないということがございまして、タイムリミットも迫っているということもありましたので、平成25年の5月に町長室に当該法人の責任者の方においでいただいてご説明を改めて私からさせていただきました。じゃあ結果として震災遺構として残したいというお話でございましたので、多分、将来的に言った、言わないの世界になると

思っておりましたので、基本的には回答書をいただきたいということで法人側に申し入れをさせていただきます。

結果として、多分、委員の皆さん方のお手元にあると思いますが、当該法人から回答書、震災遺構として法人として維持するというお話をいただきましたので、この問題につきましては、当町、南三陸町としてはこの問題については決着しているという捉え方をさせていただいております。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今、町長からも申し上げましたけれども、先ほどの要望につきまして町での回答内容につきましては、お手元に写し2枚物があると思います。9月11日付で要望のあった項目につきまして、30年の2月16日付で書面にて回答いたしているところでございます。

1つ目といたしましては、今、町長からも申し上げましたが、ある意味、みずから管理するといったような書面での回答をいただいていたということでございますので、高野会館の維持管理につきましては、会社側の責任において行うよう回答をしているところでございます。

それと、2つ目でございます。震災遺構の保存に関する国の財政支援は1市町村1物件ということで、本町では、宮城県において防災対策庁舎がその対象となり、修繕等をかけて現在の形となっております。高野会館を町の一般財源で保存するということになってまいりますので、その考えはないという考えを回答してございます。

それと、公園エリアにつきましては、当初、23ヘクタールで計画をしてきたわけですが、維持管理上の問題、財政負担の問題、そういったものを国との協議により最終的に6.3ヘクタールの区域での公園ということで認められたということで、これ以上拡大することにつきましては非常に無理があるということで、町としては考えられないという回答内容でございます。

3つ目といたしまして、高野会館周辺の道路等の整備についてでございます。高野会館への進入につきましては、当該施設への進入路を確保して片側に歩道を設けていると。なお、駐車場につきましては、貸し付けの環境が整えば周辺町有地を有償で貸し付けることは可能であるという回答をしてございます。

それと、次のページにまいりまして4つ目でございます。有事の際の避難についてでございますが、原則として、町として徒歩により川を渡ることなく避難する方針でございますので、八幡川西側地域の避難は国道45号から志津川高校方面へ誘導するという方針を回答してござい

ます。

5つ目といたしまして、国道45号は防潮堤よりも高く、津波から二重で防護する機能が備えられております。国道の路体そのものにトンネルを抜くということは、この防災機能を大きく低下させてしまうということに加えて、鎮魂と防災の回廊としての整備は実施を予定してございませんので、国道45号へのトンネルについては設置しない旨を回答したものでございます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 付け加えますと、そちらの意向として5件ほど残したいという要望があった際に、先ほど申しましたように説明をさせていただいて、自前処理ということでやらざるを得ませんよというお話をした際に、残りの4件の方々は自前処理でやるんだったら、今の金で解体できるのなら解体したほうがいいということで、皆さんについては解体していただいたということですので、残るは唯一この高野会館1件ということになってございます。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、私からは2番と3番につきましてご答弁させていただきたいと思います。

平成24年度に建設課が実施して当該施設のアスベスト調査では云々ということでございますが、災害廃棄物の撤去につきましては、環境対策課とそれから建設課が連携して行ったものであり、アスベストの調査につきましては環境対策課で委託した関係上、私からお話しさせていただきたいということで考えています。

確認の意味で、アスベストそのものは天然にできました鉱物繊維でありまして、石綿と通常呼ばれておりました。極めて細かい繊維でありまして、熱とか酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという性質を持っているものであります。しかしながら、中皮腫や肺がんなどの健康問題を引き起こすということも社会問題化されていまして、現在は製造それから使用等が禁止されている状況にあります。

当町が実施したアスベスト調査の目的であります。とりあえずアスベストの存在を明らかにして、建物を取り壊してしまいますとどうしても飛散し工事の作業員等に健康上の被害をもたらすと、こういうものを一義的に撤去すると、回避するという目的から行ったものでございます。事前のアスベストの瑕疵を確認し、安全な工事を施工するための調査というものであります。

調査方法につきましては、現地で直接検体を採取しまして、その検体により定性試験とそれ

から定量試験の2種類を実施したものであります。定性試験というものはアスベストの含有状況を、それから定量試験はアスベストが含まれている場合にアスベストの種類ごとの重量を特定するための試験であります。

検査結果につきましては、高野会館さんの建物の中に20の検体を採取し、その中の4カ所からクリソタイルというアスベストが検出されたところでございます。

それから、関連しますので3番目の行為が適法であったかどうかという部分でございますが、調査を実施するに当たり、24年の11月に調査しているわけですが、当時、環境対策課の部分につきましても、現在、その当時の契約含めて体制でプロパー職員に関しては、全員おりません。それで、当時の契約関係処理、それから聞き取り調査などを含めて行ったり経過なども調べたわけですが、実質、現場で検体を20採取しているということからすれば、当然、立ち入りも含めて所有者の了解というものが前提となるわけですが、文書での同意書はございません。口頭での同意を得て、それから立ち入りながら検体を採取したものと認識しているところでございます。

簡単でございますが、以上で終了させていただきます。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） アスベストの件についてお話しさせていただきますが、アスベストはご承知のように20年から40年たって中皮腫という、これはまさしく悪性腫瘍です、20年から40年たって発症するという病気でございます。私、先月ですか、4月の末の神戸新聞に載った記事を読んだんですが、実は、阪神淡路大震災で1カ月間、長田区に派遣された警察官の方がいらっしゃいました。1カ月間、いわゆる警備に当たった方でございますが、その方が18年後に中皮腫を発症したということで、9カ月後にその方はお亡くなりになりました。ご遺族の皆さん方が、うちの人は警察官としてそういったアスベストにかかわる仕事に携わったことがないということで、これは阪神淡路大震災のときにアスベストを吸引したのが原因ではないかということで訴えを起こすわけです。4年間の調査期間がございまして、ことしの3月に、まさしく当時の警備を1カ月間やった際にアスベストを吸引してそこで中皮腫を起こしたということが認められまして、公務災害認定が下りたのが3月19日ということになります。

ですから、中皮腫、いわゆるアスベストを吸引した方々の病気というのは大変怖いという思いがございまして、基本的にあり得ない話でございますが、町で管理するということがなれば、当然、賠償責任というのは町に来るわけでございますので、基本的にはこういったリスクを将来の町民の皆さん方に残すわけにはいかないというのは基本的な町の考え方ということとは

お伝えさせていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 引き続きですが、4つ目といたしまして、町が管理することになった場合に維持管理費ということでございますが、これにつきましては大変恐縮ですが、町で管理することをまず想定していませんので、維持管理費というものも算出していない状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 最後に、現在の震災復興祈念公園のエリアについてご説明いたします。

現在、工事を進めております祈念公園の面積が約6.3ヘクタールでございます。エリアなんですけれども、議員とくにご承知のこととは思いますが、祈念公園の東側は八幡川、そして西側はJRの敷地、南側につきましては新設されました国道45号、そして北側については旧町道、正式名称でいえば八幡町の北裏1号線と2号線というんですか、加えて旧JR志津川駅の駅前広場を境界としたエリアでございます。これで約6.3ヘクタールでございます。

あと、組み入れとございますので、この組み入れにつきまして私なりの解釈といたしましては、これは拡大ということなのかなと推測いたしましてご説明させていただきますが、現在の復興祈念公園6.3ヘクタール、ここに至るまでは先ほど企画課長が申しましたが、当初23.7ヘクタールということで復興庁と最初のやりとりをさせていただきました。その中で、復興庁からはこれは広大だということ、そして国営、県営でもない、町営の公園だということの中で維持管理はどう考えているのかということとか、あとは他の被災自治体の公園計画と比べて、やはり面積が広いということで非現実的ではないかと、必要最小限の面積にとどめるべきということがございました。何度も何度も復興庁とやりとりをさせていただきまして、結果、都市公園として整備する築山の部分、防災公園、それと低地部の、要は防集の跡地利用ということでその合わせ技ということで何とか6.3ヘクタールの事業費を認めていただいて現在に至っているという経緯がございますので、この組み入れの私なりの解釈だと拡大なのかなと思うんですけれども、これを広げるというのは非常に困難ではないかと考えています。以上です。

○委員長（山内昇一君） ただいま当局よりる説明をいただきました。これに対して聞きたいことがあれば伺っていただきます。

○山内孝樹委員 これから質問等があつて進められるわけですが、議事進行です。特別委員会でこれまでも質問する際に起立をして質問しておりましたが、着座、座ったままでの質問という

ものはできないものかどうか、委員長にお諮りしていただきたいと思いました。いかがなものでしょうか。

○委員長（山内昇一君） それでは、着座で話を進めていきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのように取り進めたいと思います。

それでは、高橋委員。

○高橋兼次委員 着座で。

最初に、確認といえますか、先般の委員会において、紹介議員とそれから執行部サイドの食い違いがあるということからきょうの委員会が始まったと認識しているんですが、その中で私が前回言いました3点について質問したいと思いますが、まずはアスベストです。

アスベストに関しては、紹介議員からの説明では、ないと、それこそないというような説明でございました。それで、執行部からはあるというような報告で、ここの食い違いを確認すると、そういう意味合いでありました。それを詳しく先ほど説明いただきましたが、あるのか、ないのかの確認はできません。向こうはない、こちらはあると言っているんですからどれが本当なのかかわからないと。これをどのように実証していくのか、まず1点です。

それから、所有者の許可なくして立ち入りは、これも曖昧です。無断で立ち入ったというような紹介者の説明でしたが、今の執行部の説明では、回答での許可と認識しているということであって、正式な許可はもらっていないんですね。このまず確認もできないと。

それから、要望書の内容について、これ実は写しの中に、1番の3行目、この回答に基づきという文言に関してちょっと疑念というか持っていたんですが、これは今の町長の説明でありますと、事前にこの要望についての回答をしたのかなと。要するに、じゃあこの回答内容に基づくというのはどっちからの回答ですか。（「しようがねえな」の声あり）いやいや、だから、ここがどっちからもし回答になっているのか、委員長、そこを確認していただきたい。

○委員長（山内昇一君） それでは、今、高橋委員よりお話ありましたが、執行部側と要望者との間で食い違いの事例があるということでございますし、また物件の所有者の立ち入りについては曖昧であるというようなこと。それから、回答者の要望はちょっともう一度。

○高橋兼次委員 回答内容に基づきという文言の意味です。実態といえますか。

○委員長（山内昇一君） 回答者の要望の意味ですか、その点について当局からお願いできますか。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） アスベストのあるなしでございますけれども、先ほど環境対策課長が申し上げたとおり、現地でサンプルを採取して、調査方法につきましてはJ I Sで規定され

ておりますので、それに基づいて検査をした結果、アスベストが含まれている製品が使われているということがわかったと。当然、かなり津波で損傷を受けていますので、飛散するおそれがあるという内容でございます。

それから、紹介者議員側の調査内容を見てございませんので、そちらの調査内容は存じておりませんので、これ以上の回答は、私としてはできないという状況でございます。

立ち入りについて、直接じゃないんですけれども、当然、先ほど町長が申したとおり、解体にするまで何度か所有者方と面談をして意向を聞きながら町の考えもお伝えしているという中で、町とすれば解体の方向で考えているという状況でございました。当然、工事を発注してから、実はアスベストがございました、既に飛散しておりましたということはあってはならないことでございますので、その準備行為として行ったものだと解釈してございます。当然、その中で最終的には文書あるなしという話になるかと思うんですが、当然、その段階では文書で、立ち入ります、はい、大丈夫です、了解という書類はいただいているということでございます。（「口頭でも何でもあったのかないのか」の声あり）

実際、担当した、直接お話をした者がいませんので、そこは推測でしかないのではっきりしたことは申し上げられませんが、多分、だめだと言わない限りは多分了解をしたということだと解釈してございます。

○委員長（山内昇一君） それでは、事前の文書のことについて。

○企画課長（及川 明君） 先ほどの回答書の中の1番目のところの記載の部分の8月12日付という部分につきましては、阿部長商店さん側から、高野会館の解体につきましては弊社としては震災遺構として保存したいと考えていると。このため、町が行います建物の解体撤去については同意できない旨、回答されたというものが25年の8月12日付での文書面でございます。その回答内容に基づいて、阿部長商店側の責任において高野会館の維持管理を行うよう求めるといったものを回答したものでございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 最初、アスベストから、今、執行部サイドからの説明いただきました。ここで紹介議員から確認はとれるんですか、この場で。大丈夫ですか。でないと、はっきりしません。（聴取不能の声あり）いやいや、委員長から聞いているんだからちょっと待ってください。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。

ちょっと回答にちょっといろいろ相違があるようなので、この辺でもし、皆さんちょっとお

諮りしますが、請願者の紹介議員にお話を聞くことでよろしいですか。いいですか。では、倉橋委員、お願いします。（「委員長判断ね」の声あり）

後藤委員。

○後藤伸太郎委員 今、おっしゃるように両方からご意見聞かないと、結論でしか我々の判断材料がそろわないよねというご指摘だと思うんです。進め方としてですけれども、きょう、当局からお話を聞くということですよ。じゃあ、当局にいろいろ質問して、それはそれで1回持ち帰って、改めて別なサイドの方にお話を改めて日程を設定して委員会を開くほうがよろしいんじゃないんですか。紹介議員からの回答だけで十分ならばいいですけれども、前も委員会に出ましたが、請願者ご本人のお話も聞きましょうという意見もあったわけです。きょう、たまたま傍聴にはいらっしゃっていますけれども、今、この場で水を向けて、じゃあどうですかという話を聞くんじゃないかと、それは改めて日程を設定すべきだと思いますけれども、今の委員長の進め方はちょっといかなものかと思うんですが、ご検討ください。

○委員長（山内昇一君） それでは、今、後藤委員からもお話ありましたが、きょうは執行部側からいろいろこの問題について内容を聞き、後日まとめてといいますか、食い違い点については、あるいはそういった質問については、後日まとめて、また委員会を設置したいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのように取り進めることにします。

高橋委員。

○高橋兼次委員 それで、そうするとアスベストや所有者のことはまた再度、この次の委員会の中で確認したいと思います。

1点目の先ほど町長から説明の中で、25年の5月に町長室に当該者においでいただいて、それで町の考え方を伝えたということで納得した書面もあると、それでいいですね。でありますと、それもまた1つ確認しなきゃなりません。参考人ということになりませんか。これを求めます、委員長に。

以上で終わります。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。

それでは、及川委員。

○及川幸子委員 座ったままで。

先ほど、町長の答弁の中で神戸の例が出されました。その中で、当時、アスベストというのはいろいろな建物にありました。ただ、浮遊している、していないということで観洋さんでも検査しまして、浮遊していないという結果が出ております。そうした中で、高野会館さんの間

題とは違うんですけれども、例を挙げれば、入谷公民館にもあるということで、それを除去するための予算措置もしました。そうした中で、今まで、我々もあの会議室を使って年何回かは行っております。そうした人が20年も吸えばどうなるのかというような、先ほどのお話の中でそういうお話が出されると、いや、じゃあ私たちもどうにかなるのかなという危機感を持つわけですけれども、やはりそれは別だと思えます。そういう神戸の例を例えで出されたということは、命にどうこうという問題になりかねると思えます、そういう例を出すと。高野会館さんは検査して、浮遊しているものがないという結果をいただいています。だから、余り過激なことを言いますと私たちまでも心配が出てきますので、その辺考慮していただきたいのが1つと。

それから、この中に1市町村1物件であるという2番の財政支援のことが書いてありますけれども、それはわかります。本町では防災庁舎がその対象となっているということなんですけれども、今、これは防災庁舎が県有化になっております。そうした中で、県有化になってからあそこは整備されました。それをまちまちの解釈の担当課の解釈であろうかと思われましてけれども、高田市さんなんかは5つもやっています。1つは国ということで岩手県を代表して1つのものがあります。そしてまた、気仙中学校が被災して、そこで助かったからということでエリアを広げてまで、川を超えて、そしてやっております。だから、それはまち担当者の認識の違いかなと思われまして。そして、隣町の気仙沼市さんでも向洋高校を挟んでその前に道の駅をつくったり、なくなったプロムナードセンター、そしてそのプロムナードセンターは起債でやったものが流されたから、またそれを復興予算、災害復旧でやるということなんです。うちで先日、私も質問、魚竜館が一億創生の額とそれから起債でやったので、それは復旧事業ができないですよと、起債でやったからできないよという説明でした。

そうすると、何だか矛盾するなど、気仙沼市さんは片や起債でやったからできると、プロムナードセンターもやるという、向洋高校だってアスベストはあると思えますけれども、当時、古い建物ですので。そういった中で、何で南三陸町はできない、できないになっていくのか疑問が湧くわけなんです。担当者が悪いと言っているんじゃないです。そういう認識の違いが県によって、町によって、市によって違うということを私は言いたいですけれども、その辺の理解というか認識の違いをどう、納得のいくような説明をしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 認識の違いということなんです、そもそも今出た例は裏の財源は

何かというと私もわかりませんが、25年度11月15日付で復興庁よりこの趣旨の文章の通知が発出されております。1市町村1物件は、初期投資については交付金の対象にいたしますと。維持管理費は交付金の対象ではございません。当然のことながら、2つ目以降も交付金の対象ではないということは書いてはいないんですが、あくまでも1市町村1物件ということで、当町の場合、防災対策庁舎、いわゆる県有化された施設に復興交付金が県として交付して初期投資を行って現在の姿になっているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 今の説明わかります。しかし、気仙沼市さんは復興予算それぞれの、例えば、3つを一緒にやるとすると皆それぞれの単独で復興予算を使ってやるというスタンスなんです。だから、防災庁舎だけがひとり歩きではなくてそこに公園というものを設置するのであれば、そういうものも、例えば、遺構を1つならず2つとかいろいろやり方はあると思うんです。

だから、できるような工夫をしてもらいたいと思うんです。最初からできない、1つだけというような設定ではなくて、そういう包含的に物の考えをできるようにするにはどうしたらいいかということも考えてもらいたいということです。よそのまちでできて、何でうちは1つだけ、1つだけに固執するのかなという疑問が湧くわけです。

そして、防災庁舎は県有化になっておりますけれども、県に資料をとりました。県管理の実際の状況において、県の基本的なスタンス、今後の展開について、震災遺構についてはあくまで市町が主体となって判断されるべきで、県がこれを残せとかということは一切言わない方針、村井知事もこれまで震災遺構についてどれをこうのとは一切言ったことはない。南三陸町旧防災対策庁舎についても、今は一時保存で県管理で預かっているが、これはゆっくり時間をかけて町で議論してもらうための猶予措置。したがって、県としては将来の問題については町民の総意で町が決めることとしている。そういうことも調べております。

だから、防災庁舎1つだけではなくて、これから高野会館を議論の対象にしていく意義があるのかなと思われまます。

○委員長（山内昇一君） 星喜美男委員。

○星 喜美男委員 きょうの委員会は、高野会館の震災遺構についての議論をする場で、それは一般的な遺構としてただ調整の部分だから、それは一般質問でやるなりなんなりして、きょうは違うんでしょう。目的があつてこの委員会を開いているんですから。高野会館の遺構に関する町と会館のあり方ということで質問する。それは一般的な部分です、遺構に対する。ちゃん

とその辺をわきまえて発言してください。

○委員長（山内昇一君） それでは、今、及川委員も説明ありましたが、少し簡明に内容を細かくしないでわかりやすくご説明できればと思います。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今、紹介議員からアスベストについての発言があったと思います。浮遊はしていないということなので、多分、そこから想像すると浮遊量の調査だと思っておりますので、我々がした検査とは全く違うものでございます。基本的に、アスベストは使用を禁止されておりますので、基本的にはあれば除去または封じ込め作業をしなければならないという状況でございます。当然、アスベストは施工してすぐ浮遊するわけではなくて、経年劣化に伴ってだんだん剥離して浮遊するということになります。

高野会館、建設から30年経過してございまして、通常であれば30年後に大がかりなリフォームをするという時期を迎えているのに加えて、津波でかなりの痛手をこうむっているということを見ると、当然、そこにあれば浮遊する可能性があるということでございますので、当然、不特定多数の方が現場を見学にいらっしゃいますので、安全面ということは管理者側としてはそれは当然しなければならないことでございますし、取り扱いについても、もしそういう取り除き、または封じ込めをしない場合については浮遊量調査を定期的に行っていくということで安全を確認すると。

3月にやられたということでございますが、3月には多分浮遊はしていないだろうと思うんですが、じゃあ、今5月になりました。2カ月後はどうなのか。その辺が大事なことだと思っております。多分、している、していないの議論はその違いがあると思っておりますので、この議論についてはかみ合わないものと思って考えてございます。よろしく申し上げます。

○委員長（山内昇一君） そのほか。山内委員。

○山内孝樹委員 確認です。ホテル観洋さんの高野会館の要望等についての回答にありますが、前者も触れておりましたが、回答文の2番に震災遺構保存に対する国の財政支援は1市町1物件であり、本町では防災対策庁舎がその対象となっていることからということで、その後に文章が続いております。この防災庁舎がその対象となっていることからという文言ですが、前議会特別委員会では、保存か解体かという十分な時間を費やす上で話し合いをする場が必要であるということで、その結果、県管理の仲介、管理のもと、最終期限に至る中で結果が出るものであると私は受けとめているところです。この文言が、その対象となっていることからという解釈、おのおのの解釈でしようけれども、いかがなものかなという受けとめ方をしました。

それから、これは次回の特別委員会で紹介議員からお答えしてもらおうことになろうかと思

ますが、要望書と、そして高野会館遺構保存プロジェクトという資料を配付されております。この中の保存の基本的な考え方ということで、やはり高野会館は南三陸町防災対策庁舎とともに東日本大震災を象徴する二大遺構であるという、これも私の解釈ですが、既に遺構として残されているような書き記しではないかという受けとめ方をしているんですが、これは次回の特別委員会で、ここでは答えられませんでしょからお互いの受けとめ方、なぜこのような文言とされたのか、その解釈に当たっての答えを次回紹介議員の方からしていただきますが、町の回答書に当たって町長に改めてお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、今、山内委員のご質問でお聞きしたい内容というのは、20年たって、いわゆる防災庁舎が結論として、例えば、町民の間で解体となった場合に、町から震災遺構がなくなったら、例えば、高野会館という可能性はあるのかということのご質問ではないんですか。

多分、そういう趣旨でちょっとお話させていただくと、例えば、ご案内のとおり震災遺構については国の予算は初期費用しか出しません。初期費用は既に防災対策庁舎で使っております。したがって、防災庁舎が20年後に解体をするということになっても予算を高野会館に振り向けるということはありません。

○委員長（山内昇一君） 山内委員。

○山内孝樹委員 解体となった場合とか保存となった場合とかにはという、今、町長のお答えでしたが、私の解釈では、既に防災対策庁舎が保存という位置づけでこう書かれたのではないかというような受けとめ方をしたわけです。保存か解体かは最終期限に結論が出ます。その特別委員会で結果によるまた結果でありまして、それは真摯にまた受けとめなければならない。保存か解体かとかとそれにこだわるものではない、文言に対する質問であります。

片や一方、観洋においても東日本大震災を象徴する二大遺構であると、もう位置づけているというような点が私には気にかかるので、きょうは当局からしかお答えをいただけませんので、次回は紹介議員として回答していただくこととなりますが、確認のお伺いをさせていただきます。念を押しますけれども、解体か保存か、保存にどうのこうのとかではありません。その文言に対する確認質問であります。いいですか。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1市町村1物件という部分がいわゆる防災対策庁舎がその対象になっているということは、まず前段で申し上げております。ただ、これにつきましては、前書き

しております震災遺構保存に対する国の財政支援についてということで、1市町村1物件ということで本町では防災対策庁舎がその対象と一応なっているということで、復興庁が申します震災遺構の保存の財政支援につきましては、当町のように住民意向を集約し震災遺構として保存するかどうか判断するまでに時間を要する場合、その間、必要となる応急的な修理等に係る費用や結果的に保存しないこととした場合の撤去費用については交付金で対応するという方針でございますので、保存するためのものを施しているということではなくて、住民議論が集約するまでに相当の時間がかかるということで、応急措置として防災対策庁舎に対して今のようなしつらえをしている状況でございますので、結論的に震災遺構が防災対策庁舎であるといったような趣旨ではないんですが、そこに対しての投資は委員ご承知のとおり県において行っているという解釈でございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 強いて伺いますが、この間の一般質問の際にも私はお話をしているんですが、基本的に高野会館の震災遺構という位置づけについて、町として反対しているつもりは全くないんです。高野会館の震災遺構として、これからも語り部の中で活用していくということについては、それは当該所有者の自由でありますから、それはどうぞご自由に語り部活動を展開していただいて結構だということです。

問題は、いろいろアスベストなんかいろいろなっているんですが、基本は、一番の私が問題だと言っているのは、本当に解体をする際に、当時、7,000万円ぐらいかかると言われておりました。これは国の財政の中で、事業の中でやれるからこそ所有者が負担をしないで解体できますよと。このタイムリミットが過ぎましたら、これは当然町でこの財源は到底捻出できませんので、したがって判断はそういうことで判断してくださいとお願いしているわけです。今、この時期に至っていろいろさまざまな思い、エリアの問題とかなんとかいろいろ出てきますが、問題は、私はシンプルだと思っているんです。この財源を町が出すか、出さないかという話です。

この財源を出すということになれば、前に一般質問でお答えしましたように、当然、住民サービスの低下はどこか起きてしまうという問題です。とりわけ、ご承知のように高野会館にはたくさんの方々がおいでになっています。30万人の方々がおいでになっているとホームページに出ております。ご案内のとおり、あそこはお1人大人500円ということになっておりますので、総額1億5,000万円弱のお金は当然収入として入っているわけでございますので、そういったお金を十二分に活用しながらあそこの整備をするということについては、私は可能なんだ

ろうと思っています。

ですから、したがいまして、繰り返しますが、町の財源を振り向けることはできませんが、所有者がああ場所を震災遺構として利用するということについては、我々は何ら反対ももちろんしませんし、どうぞ活用していただいて結構だと、そういう立場でお話をさせていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 まさにそのとおりだと思います。ポイントは、町が管理するかどうかということは一番のポイントだと思っております。先ほど、高橋委員が言いましたように、回答の1番で書面で回答いただいたところですが、その内容に基づき、御社の責任において高野会館の維持管理を行うよう求めるものという回答を町が出したということは、いわゆる法人からの回答は、ちょっとさっき企画課長が読み上げたんですけども、微妙な回答でもあったような感じはするんですが、町としては、その法人が自己の管理のもとに遺構として扱っていくという、そういう捉え方をしたということによろしいんですか。（「はい、そのとおりです」の声あり）わかりました。

○委員長（山内昇一君） そのほか。高橋委員。

○高橋兼次委員 解釈の確認したいんですけども、今、企画課長の説明でいわゆる初期費用なんですけれども、遺構として確定はしていないものの、今回のような特別なケースだわね、我が町同様なケースがね。こういう場合には、維持管理の分では使ってもいいですよというようなことであると、そういう説明なんでしょう。もう1回説明してもらって。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） そういうふうに住民集約に時間のかかる部分、保存するかどうかの判断をするまでに時間を要する場合は、その間、必要となる維持管理費ではなくて応急的な修理等にかかわる費用、いわゆる現在の形をとどめる程度の応急的な費用については交付金で対応すると。結果として、保存しないこととなった場合の撤去費についても交付金の対応にするというものでございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 応急的なということで、恐らく今ペンキ塗ったとか、そういうことは終わったと思うんですけども、そういう意味合いからしていくと、微妙と今星委員が言いましたけれども、微妙に、もしそれが残すことに至らなかったということであれば、次は何を残すのかということになった場合に、その費用は使えるものじゃないのかなというような解釈も成り立つん

ですか。成り立ちませんか。首振っているようだけれども、どういう。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 初期的な、応急的な修理等にかかわる費用を出した施設は防災対策庁舎であるということで、1市町村当たり1物件というものでございますので、そこにしか交付金は今後においても充てられないものという解釈でございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 そうすると、結論というか、これから何年先にそれが確定するのか、まだ議論も始まっていないんだからわからないんだけど、そして、例えば、これから議論していつ残さなくてもいいと、今後の負担になるという結論の中で終わってしまった場合、その交付金は無駄だったのではないかとなりません。残さないものに対して交付金を使っているんだから、結果的に。なりませんか。私はなと思います。というのは、対象物に初期費用、交付金を使うのはいいのかという話なんです。確定したものであれば別だけれども。国の考え方はどのような考えでいるか、ちょっとわからないけれども。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 無駄か無駄でないかということなんですが、20年間の県有化ということで、その間に町としての一定の方向性を定めるということになってはいますが、そのことで保存するかどうか、また撤去するかどうか結局どう転ぶかわかりませんが、いわゆる小さな自治体の中で冷静にそれを住民も交えた中で判断できる期間として十分議論を重ねてほしいと。その結果、どちらに転ぶにしても、そこについては復興庁で、国でしっかりと財政措置を担保しますという国の配慮であると思っています。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 それはわかるんです、大体。わかるんだけど、どうしてもすっきりしないんです。交付金だからこそやはり確定したものにきちっと使っていきべきだと思うんです。それが曖昧なところ、曖昧と言っちゃうと余り失礼になるからしないけれども、ちょっと不確定なものに最初に使ってしまって、後はありませんよというのは、どうも後で本当に何か出てきた場合に何を使うんだということにならざるを得ないんです。その辺あたりの税の使い方、これはもっとやっぱりいろいろと調べていく必要があるのかなと思います。今後、こういう類したものも出てくると思いますので。終わります。

○委員長（山内昇一君） そのほか。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 まず、冒頭に町長からご説明がありました。3月の及川議員の一般質問の際に

も答弁があったんですけども、前の建設課長、西城課長、それから前の遠藤副町長が何度も説明を繰り返したということでしたが、私は請願者の方からその後、話を聞いたんですけども、西城課長という名前は全く知らない、初めて聞いたということで、ちょっとこのあたりも何か食い違っていると感じています。ですから、西城課長あるいは遠藤副町長が以前、請願者に会われたときの何か議事録であるとか何か記録があるのかどうか、ちょっとそのあたりも気になっております。

それと、あとは請願者側の所有者が平成25年8月12日に回答を出したということで、震災遺構として南三陸町が行う建物解体撤去については同意できない旨の回答が平成25年8月12日に出されています。その後、実は、約10カ月後ですけども、平成26年の6月30日、南三陸町復興市街地整備課からまたちょっとこんな書面が出ておりまして、公園事業等の対象とならない土地、ちょっと済みません、震災復興祈念公園が24ヘクタールから縮小しましたという通知です。そこに①として、震災復興祈念公園は規模を縮小して整備します。②として、公園事業等の対象とならない土地、つまり今高野会館が存在している土地です。その権利者の皆様のご意向を踏まえ、現在の場所での土地活用ができるよう支援しますということでサポートするような意思が書かれています。

ですから、今回の請願書の前にも、昨年9月に要望書なんかも出されていますけれども、町としてはこの平成26年6月30日付のレターのとおり、ちょっと支援をするというような姿勢で何か取り組んでいただきたいなと思っています。私も紹介議員の1人としまして、ちょうど橋渡し役になりたいなという思いもありますので、そういった支援をしていただくというような姿勢をできるだけ見せて、請願者とちょっと協調していただくというようなスタンスでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、私、今回、特別委員会を開催する際に後藤副委員長にお話したのが、当時、一番お会いしているのが遠藤副町長です、前の。ですから、遠藤副町長が何回かお会いしてこの辺についてお話をしているとお聞きしてございますので、遠藤副町長においでいただくと、なお当時のやりとりについて詳しくわかるんじゃないかということであったんですが、今回はこちらの執行部がということですが、機会があれば改めてまた遠藤前副町長をお招きいただいて、当時のやりとりについてお聞きしていただければと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 2点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、回答による2番目なんです、高野会館を町の一般財源で保存する考えはないという、そういう回答みたいなんです、そのことに関して若干伺いたいと思います。

まず、一般財源なんですけれども、例えば、先ほど町長答弁あったようにこういった点に関して町としては反対はしていないということなんですけれども、どうも先ほどというかこの案件に関してのやりとりからすると、対立とまではいかないまでもどうもしっくりいっていないような、そういうことが見受けられるわけなんです。

そこで伺いたいのは、先ほど町長は再三財源ということで語り部の件は500円、30万人、1億5,000万円というお話がありました。そこで、私もこういった件に関しては、朝、語り部のバスを見るたびに1人のお客さんが一朝でうちの店の5カ月分だなみたいな感じで見ていますけれども、それは別として、今回、町として現在財源的にはかかわりある入湯税に関して、現在、40円なんですけれども、40円だと、例えば、この入湯税は1950年から徴収になっていて、その当時は10円だったんです。それが1971年に40円。今、78年からは150円になっていますけれども、40円だと約45年前ぐらいの金額です、暫定とはいえ。そこで、この入湯税を、例えば、150円に近づけて、そして財源というか確保していくのも1つの方法じゃないかと思うんですけれども、ただ入湯税自体は目的税なので、皆さん再三ご存じのように環境衛生の設備とか消防設備、観光の振興とか使えるんですけれども、それはそれとして入ったことによる、直それに使うんじゃないかと、財源の確保という意味じゃないんですけれども、意味でそういう考えもできるんじゃないかと思うんですけれども、そのところ、双方痛み分けというわけじゃないんですが、そういう歩み寄りも必要じゃないかと思うんですけれども、財源の面としては。その点、1点伺いたいと思います。

2点目なんですけれども、回答書の5番目、45号線にトンネルは掘れないという答弁というか回答書がありますけれども、実は午前中の話で申しわけないんですけれども、ああいった優秀な装置もできているみたいなので、例えば、ああいったやつを利用することによって、簡単にという表現もおかしいんですけれども、十分考慮できるんじゃないかと思うんですけれども、その点、2点に関して考えを伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目の財源の一般財源に使わないと明確にここに書いているのは、実は先ほど冒頭でお話ししましたように、残したいという方々が5件ほどいらっしゃいました。その方々が自分のお金で解体しなければいけないというんだったらばやめましょうといった手

前があるんです。今回、またここに一般財源を入れるということは、当時、じゃあ町の説得とか説明に応じて解体した方々、この方々に対しての齟齬が生じませんかという話なんです。そこはやっぱり後で問題になってくると私は思っております。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 座ったままで。

現在の45号線にトンネルを掘るということになると、もしも時間があれば利府葉山の分譲地がございますけれども、あそこから仙台に通うために仙石線の浜田駅まで町道を整備したんですけれども、その際、仙石線の線路をぶち抜いて立体交差に仙石線を通したままやった工事がございます。今回、この45号線についても交通遮断しないでやるということになれば、同じ工法でやらざるを得ないと考えられますが、今から20年前くらいですか、たしか工事をしたはずなんですけど、当時、抜くだけで3億円ほどかかってございます。当然、幅とか、それから物価の上昇等を考えますと、多分、少なく見積もっても抜くだけで5億円は必要だと考えられますので、それに対してのじゃあ財政的な支援があるかということ、これも残念ながら今のところない状況でございますので、町で5億円を持ち出してトンネルを抜くと、それだけではなくて前後の道路の整備もするというということになると、どのくらいあったらできるのか、なかなか想像しがたい金額になるかと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 1件目の質問で、入湯税の歩み寄りとか、そのこのところの答弁、それもやはり遠藤元副町長になるんだかどうか、もしそれだったらぜひ参考人として呼び出さないとと思うんですが、その答弁をお願いしたいと思います。

あと、トンネルの件に関しては、今、課長からお答えあったんですけど、それは車が通る道路なんですか、どうなんですか。私が何かお聞きしたいのは、規模の大小にかかわらずそれぐらい、多分、この要望には歩いて渡るような、例えば、仙台駅のあそこ、ヤマダ電機に抜けるようなああいった小さい片方ぐらいの橋を想定していたんですけど、やはりそういったやつでも数億円かかるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 入湯税云々という部分でアイデアベースでは理解はするんですけど、そもそも町の財産として維持管理する考えにはまだ立っていないということでもありますので、単純に入湯税増税で対応という考え方には至りにくいだろうと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2つ目のご質問でございます。実は、この要望書を提出いただいたときに立ち会っておりまして、現在、考えておりますのが45号から高野会館に結ぶ乗り入れ道路を考えてございます。連絡線形になっていないということで大変お叱りをいただきましたが、そのときにも同じような質問があったと記憶してございます。そういうことから判断しますと、要望者が申し上げているのは車が通れる道路を要望していると考えております。

それから、幅員の大小は若干の違いはありますけれども、そもそも特殊工法でありますので、幅員が半分になったから工事費が半分になるというものではございませんので、いずれ相応の金額は必要になると考えております。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、1点目なんですけれども、先ほど町長は意向として5件ぐらいあったということなんですけれども、今回、こういったことを通してしまうとほかの解体された方に対して説明がつかないということなんです、本当にこれは説明責任としてつかないのかどうか、もう一度だけ確認させていただきたいと思います。

あと、トンネルの件に関しては、回答書に鎮魂と防災の回廊としてという回答があったので、回廊というのは、そこからイメージするとやはり先ほど課長が言ったような、そういった要望した道路だったのかどうか、その点をもう一度確認させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 説明して納得できるかどうかというのは、私はわかりません。基本的にはある意味当該物件に町の財源を出すということは、残りの方々に当時うそをついて申しわけありませんということしかないんです。それで相手が納得するかどうかは、私はわかりません。

○委員長（山内昇一君） いいですか。ここで……。

○建設課長（三浦 孝君） 要望書の中に鎮魂と防災の回廊という文言がございましたので回答書にそれを使っているということでございますが、これを受けたときの前段のお話は、自動車が通れるような道路を要望されたということで私どもは捉えていますので、先ほど申したことについては当然、車両が通行できる大きさのもの、しかも2車線ということでございましたので、2車線の部分をつくると、多分、それ相応の金額がかかるということでございます。

○委員長（山内昇一君） まだお話ありますが、ここで暫時休憩します。いいですか。済みません。それでは、お待たせします。まだご意見ありますか。（「はい」の声あり）

それでは、まだありますのでやっぱり休憩します。再開は45分とします。

午後 2 時 2 7 分 休憩

午後 2 時 4 4 分 再開

○委員長（山内昇一君） 皆さん、おそろいでございますので、少し早いようですが再開したいと思えます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、そのほか何かございましたら。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 いろいろ皆さんお聞きいただきましたので、聞くと決めて最初からきょうの委員会で聞こうと思っていたことを 2 点決めていたことがあるので、それをちょっとお伺いしたい。これは町当局もそうですし、請願された方、所有者の方にもどちらにも聞く必要があるかなということが 2 点あります。

1 つは、今までの協議の経緯なんです。経緯というのは、書面での回答をいただくまでの経緯については先ほど町長が冒頭にご説明いただきましたが、その後、請願が出るまでの経緯を伺いたい。要は、町としては決着したと思っていた。ところが、所有者の方は途中で意向が変わられたのか、変わってもいいと思うんです、人間ですから。今、請願という形で議会に提出された、もしくは要望書という形で町に提出された。その間、所有者の方と町との間で協議と申しますか、以前はこう言ったんだけど、やっぱりちょっと町で面倒見てくれないかとか、そういうお話はあってもいいのかなと客観視した場合にはあります。それがいきなりというか、議会への請願という形で出たということについて、町と所有者の方とのかかわり合いの中で何か、今、きょう、町への質問ですから、町として何か反省する点だとか、こういうお話し合いをしてきたのだけれども聞いてもらえなかったとか、いろいろ言い分があると思えますので、まずは町の言い分をちょっと聞いてみたいと。これは次回の委員会で請願者の方にも同じようなことをお伺いしたいなと思えます。これがまず 1 点。

それから、ほかの方は誰も聞きませんでしたので、現時点での高野会館の安全性、それから今後の安全性について、民間のものでありますから町としての見解を聞くのは難しい部分もあるかと思えますが、請願としてこういう要求がある以上は、現時点での町の考え方を伺いたい。具体的にいうと、津波避難ビルとして指定されておりましたよね。されていたんですか。していないんですか。していなかった。じゃあ、その経緯も含めて、今後もしくは現時点で、高野会館をいざ津波警報が出た場合に、町民の方が避難する場所と指定する考えがあるかどうか。それを伺います。

○委員長（山内昇一君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほど、当初の経緯については町長が申しあげましたのでそういう形ですが、その後に、いわゆる要望書を出す以前に、震災遺構保存プロジェクトというような形で淡路の方でしたか、それから共同代表でそれ以外の方、神戸の方も含めて、私のところにおいてになって、町長不在だったものですから。そのときに、保存してほしいという、そういうプロジェクトを取り上げたということの報告はございました。最終的には、町に対して要望書という形で提出されるんですが、その間の説明は私がお聞きしました。ただし、実際には町長も先ほど申しあげましたとおり、この問題については既にそちらの当該事業者からそちらで保存するというのを聞いておりましたので、私としてはプロジェクトが立ち上がったということの経緯は聞きましたが、その辺についての町としての考えそのものを述べた覚えはありません。ですから、基本的にお聞きしましたが、改めて町がどういう形でそれを進めるかということについては一切申しあげておりません。以上でございます。（「これが9月ですか」の声あり）

来たのは、たしかプロジェクトが立ち上がる、いわゆる要望書等の提出する前ですから昨年の今ごろになりますか。記憶の範囲でございますけれども。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建物の安全性ということで、多分、安全性の考え方は2つあるかと思うんですが、建物自体の丈夫さといいますか健全度、それから高さとしての必要性が確保できるかという点になるかと思えます。建物につきましては、建設から30年を経過しておりますので、通常であれば一定の改修する時期に来ているということが言えるかと思えます。ただ、我々も詳細な調査をしていないので、今、あの建物がどういう状態にあるかという知見は持っておりませんので、なかなかこの回答というのは難しいかなと思っています。ただ、外から見る限り、かなり傷んではきているなという感想は持っております。

それから、高さについても資料が全くないので、隣につくる築山との比較からいえば築山のほうが若干高いんじゃないかなと。ただ、緊急時にそこに避難できる可能性とすれば、今次災害においてはそこで被災者が出なかったということとすれば、高さとすれば一定程度の安全性はあるんだろうと考えられます。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 じゃあ、1点目からですが、可能な限りで結構なんですが、やはり先ほどもありました言った、言わないのお話がありますので、いつごろいらっしやったとか、どなたがいらっしやったとか。

もう一つは、先ほどありました8月12日付の回答書ですか、それは今、委員皆さんの手元にはありませんので、次回の委員会までに資料として出せるのであれば結構ですが、民間の方からいただいたものですから簡単に開示していいものかどうかというのは、ちょっと私も今この場で確認はできないんですが、その手順を踏まえた上で、必要であれば委員会に提出していただきたいなと思いますので、そこをご検討いただきたいと思います。町としては決着しているという姿勢もしくは町としての基本的な考え方は変えていないんだというようなお話でした。じゃあ、それを受けて所有者の方がどう対応されたかということは所有者の方に伺ってみたいと思いますので、それについてはわかりました。

もう一つ、建物の安全性についてですが、詳しくは今のところはっきりと数字ではわからないと。先ほど、質問の中で津波避難ビルとして指定していたのか、指定されているのか、指定するのかという話も伺いました。それについてはどうですか。

○委員長（山内昇一君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） もともと津波避難ビルに指定するかしないかという協議は、あえてしたことはございません。考え方としては、構造上の問題等も含めて今の段階ですと非常に難しいのかなと考えます。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 わかりました。所有者の方も要望書の中では非常に堅牢な建物であったと。実際に多くの方の命が助かった一例があるわけですから、それをもって非常に安全なのだというところをおっしゃるかもしれませんが、それは一定程度の理解をするところだと思いますが、町としては難しいだろうという見解ということですか。わかりました。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 この問題については、今後、震災遺構とするのであれば、脈々と何十年、100年もその後も語り継いでいくためには、やはり両方があって当然かなと思われるんです。その辺も議員皆さんの中の考慮に入れていただきたいと私的には思います。

なぜかという、毎日、語り部の人たちに全国から来て聞いて行って防災庁舎を回って、やはりこちらの高野会館さんも回って見る。見れば、やはり当時のすさまじいことがよみがえってくるんです。それでもって、そういう語り部を聞きたいというお客さんが多いがために、観洋さんでもこれを遺構として残したいという声を聞いております。ですから、両方があってしかなるべきなのかなと。

お金のかけ方は知恵を出せば何とかかなと思うんです。その知恵を皆さんと、当局もそうで

すけれども、皆さんで新しい知恵を出していきたいと思うんです。今後ともそういう対処の仕方をお願いできればと思います。

以上、終わります。要望です。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 今、及川委員から話がありました知恵の1つとして私と、及川委員もちょっと今口にはしなかったんですけれども、前からちょっと2人でも話をしていたんですけれども、もっと高い視点で見てもどうかと考えています。もちろん防災庁舎、それと高野会館も含むんですが、この東日本大震災で起こった岩手県あるいは宮城県、福島県それぞれの震災遺構をみんなで集結して、東日本大震災震災遺構群という感じで世界遺産としてユネスコに申請してはどうかというアイデアを持っております。

私も、実はおとついでですが、語り部の一員としてバングラデシュから来られた建設関係の技術者の方、それからダッカの大学の学生さんたちをご案内して、高野会館もそうですけれども、戸倉の旧小学校、それから今の公民館とか、あと防災庁舎もご案内して、本当にやっぱり感動されます。ですから、南三陸町は観光立町を目指すという観点もありますし、交流人口もふやしていこうということですので、そういった世界遺産という発想で私は進めてはいかかかなと思うんですが、町長、その感じどうでしょう、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、ユネスコ等を含めてさまざま世界遺産に登録するにはすごいハードルがありますので、今、この場所で私がどうこうというご意見は差し控えさせていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 即答は難しいと思います。私も、水面下で話をしたのが陸前高田市なんかはかなり前向きに考えてくれる印象を受けました。あと、他の観光ホテル、宮古ですけれども、あそこの方も本当に前向きに考えられていらっしゃいます。

ですから、私も先ほど紹介議員の1人として橋渡し役になりたいと。ちょっとこういったアスベストがあるないとか、ちょっと細かい問題でいろいろと食い違いが見えているわけですが、できるだけ高い視点で大きな目標を持ってやっていけたらなと思っておりまして、何とぞ柔軟性を出していただきたくお願いいたします。以上です。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

ただいま、先ほど及川委員、高橋委員あるいは町長からの参考人といえますか、そういった招致のお話……。いいですか。今後の進め方についてですが、どのように取り計らいますか。
高橋委員。

○高橋兼次委員 さっきお願いしますと言ったはずですが。とりあえず、お願いするんです。

○委員長（山内昇一君） 確認します。

それでは、高橋委員から今お話もありましたので確認させていただきます。どなたを今回、この次に……。〔「請願者」の声あり〕請願者ですか。では、請願者に次回においでいただくということでよろしいですか。及川委員、現地確認。星委員。

○星 喜美男委員 まずは請願者を参考人ということと呼んで、現地確認は必要があったときにやるというような捉え方でよろしいかどうかです。

もう一つ、さっき後藤委員が言った法人からの回答書というのを委員長から当局に提出を願っていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ただいまお話ありましたように、法人側の回答書の提出方を次回お願いしたいと思います。よろしいですか。そういうことでございます。〔「アスベストの調査資料も」の声あり〕わかりました。

アスベストの調査資料を委員会側にお願ひしたいと思います。よろしいですか。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） その調査資料ですが、このくらいございます。これを全て16人分印刷をすると膨大な量になりますので、調査結果だけでよろしいですか。

○委員長（山内昇一君） 結果だけでよろしいと思います。よろしいですか、皆さん。

では、そういうことで取り進めていきたいと思います。

それでは、そのほか何か皆さん、その他じゃなく、この委員会の中でないですか。

では、確認しましたので、以上の点で審議に諮りたいと思います。

ただいま決定した事項については、次回、調査を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願ひします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） なし。ありがとうございます。それでは、そのように取り進めることにいたします。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、調査に係る準備等もでございますことから、議長、正副委員長に一任していただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることにします。

次に、その他として、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。今野委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、座ったままで。

要望なんですけれども、稲わらの処理についての本処理について、水源である上流にすき込むということではいささか問題があると思いますので、これを本委員会の調査をする必要があると思われまますので要望させていただきたいと思ひます。

○委員長（山内昇一君） それでは、今、今野委員からお話ありましたが、この件につきましては委員長、副委員長で協議して取り進めたいと思ひますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか。その他ございませんね。（「なし」の声あり）

これで、以上で本日の会議を終了したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会したいと思いますので、ここで副委員長よりご挨拶いただきます。

○副委員長（後藤伸太郎君） 大変皆様お疲れさまでございました。

特別委員会自体としては、この請願のほかにも陳情の付託もござひますので、引き続き皆様方にはお集まりいただき、会議を重ねていただく必要があるかと思ひますが、どうぞ忌憚なきご意見を積極的にいただくような委員会にさせていただくようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。本日はお疲れさまでした。

○委員長（山内昇一君） これで、ただいまをもちまして閉会といたします。

午後3時03分 閉会